

府中みくまり病院訪問看護ステーション運営規程

（事業の目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人広島厚生事業協会（以下「協会」という。）が設置・運営する府中みくまり病院訪問看護ステーション（以下「本事業所」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、本事業所の看護師その他の従業者（以下「看護師等」という。）が、医療保険の指定訪問看護若しくは介護保険の指定訪問看護・指定介護予防訪問看護（以下「訪問看護」という。）を適正に提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 本事業所の看護師等は、利用者の心身の特性を踏まえて、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すものとする。

2 医療保険の訪問看護は、利用者の心身の特性を踏まえて、利用者の療養上妥当適切に行い、日常生活の充実に資するとともに、漫然かつ画一的なものとならないよう、療養上の目標を設定し、計画的に行うものとする。

3 介護保険の介護予防訪問看護は要介護状態になることへの予防、訪問看護は要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、療養上の目標を設定し計画的に行うものとする。

4 利用者の意思及び人権を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

5 訪問看護の実施にあたっては、必要に応じ、主治医、地域包括支援センター若しくは居宅介護支援事業所、関係市町、地域の保健・医療・福祉機関との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

6 訪問看護の提供の終了にあたっては、利用者又は家族に対して適切な指導を行うとともに主治医へ情報提供する。介護保険の訪問看護では地域包括支援センター若しくは居宅介護支援事業所へ情報提供するものとする。

（事業の運営）

第3条 本事業の運営を行うにあたっては、主治医の訪問看護指示書（以下「指示書」という。）に基づく適切な訪問看護の提供を行うものとする。

2 訪問看護を提供するにあたっては、本事業所の訪問看護師等によってのみ訪問看護を行うものとし、第三者への委託によっては行わないものとする。

3 感染症や非常災害の発生時においては、本事業を継続的に実施するため、及び非常時の体制が早期の業務再開を図るために、次の措置を講ずるものとする。

（1）事業継続計画の策定

（2）研修・訓練の実施

（3）必要に応じた事業継続計画の見直し・変更

（事業所の名称及び所在地）

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 府中みくまり病院訪問看護ステーション
- (2) 所在地 広島県安芸郡府中町みくまり三丁目1番11号

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第5条 本事業所に勤務する職種、員数、職務内容は次のとおりとする。ただし、医療保険及び介護保険等の関連法規に定める基準の範囲内において、適宜職員を増減することができるものとする。

- (1) 管理者 保健師又は看護師1名

管理者は所属職員の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等に規定されている事業の実施に関して遵守すべき事項についての指揮命令を行うものとする。

ただし、管理上支障がない場合は、本事業所の他の職務に従事することができるものとする。

- (2) 訪問看護師等 保健師、看護師又は准看護師は常勤換算2.5名以上（うち1名は常勤）を配置し、訪問看護を担当する。

また、作業療法士、理学療法士又は言語聴覚士（以下「作業療法士等」という。）は必要に応じて配置し、看護師・准看護師・保健師と連携して訪問看護の範疇でリハビリテーション等を提供する。

- (3) その他の職員 その他職員1名以上を配置し、事業所の運営に必要な事務等を担当する。

(営業日及び営業時間等)

第6条 本事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日、12月30日から翌年1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前9時から午後5時までとする。
- (3) 連絡体制 24時間常時、電話等による連絡・相談等が可能な体制とし、必要に応じた適切な対応ができる体制とする。

(訪問看護の提供方法)

第7条 訪問看護の提供方法は次のとおりとする。

- (1) 訪問看護の開始については、主治医から訪問看護指示書の交付を受け、看護師等のアセスメント及び利用者の意思に沿って訪問看護計画書を作成し、利用者に提供して訪問看護を実施する。
- (2) 介護保険の利用者にあつては、訪問看護指示書のほか、居宅サービス計画書（又は介護予防計画サービス計画書）に沿って、看護師等のアセスメント及び利用者の意思に基づき、訪問看護計画書を作成して利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得た上でこれを交付し、訪問看護を実施する。
- (3) 訪問看護計画書及び訪問看護報告書は、保健師、看護師と作業療法士等が連携し一体的に作成する。

(訪問看護の内容)

第8条 訪問看護の内容は次のとおりとする。

- (1) 心身の状態、病状・障害・日常生活の状態の観察
- (2) 清潔の保持、睡眠、食事・栄養状態及び排泄等療養生活の支援並びに介護予防
- (3) 日常生活・社会生活の自立を図るリハビリテーション
- (4) 認知症・精神障害者の看護
- (5) 療養生活や介護方法の相談・助言
- (6) 服薬管理
- (7) その他医師の指示による医療処置
- (8) 日常生活器具の選択・使用方法の訓練
- (9) 居宅改善の相談・助言
- (10) 入退院(所)時の共同指導

(利用料等)

第9条 本事業所は、基本利用料として医療保険関係法及び介護保険法に規定する厚生労働大臣が定める額の支払いを、利用者から受けるものとする。また、利用者やその家族に対し、基本利用料の内容及び金額については料金表によって説明を行い、同意を得るものとする。

(1) 医療保険 健康保険法又は高齢者の医療の確保に関する法律に基づく額を徴収する。

(2) 介護保険 介護保険で居宅サービス計画書若しくは介護予防サービス計画書に基づく訪問看護の場合は、介護報酬告示上の額の利用者負担割合を徴収する。ただし、居宅サービス支給限度額を超えた場合は、全額利用者の自己負担とする。

2 本事業所は、基本利用料のほか訪問看護の提供が次の各号に該当するときは、その他の利用料として、下記の額の支払いを利用者から受けるものとする。

(1) 第6条第1号で定めた営業日以外に利用者の選定に基づき訪問看護を行った場合（医療保険利用者のみ）

項 目	内 容	金 額
営業日以外の料金	日曜日、祝日 1時間につき	3,000 円
	年末年始（12/30～1/3） 1時間につき	4,000 円

(2) 訪問看護の提供時間が90分を超えた場合であって、長時間訪問看護を算定しない場合（医療保険利用者のみ）

項 目	内 容	金 額
時間超過料金	90分を超えた場合、30分ごとに	1,500 円
	17:00～22:00, 6:00～9:00	25%増し
	22:00～6:00	50%増し

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は、広島市、呉市、廿日市市、府中町、海田町、坂町、熊野町の区域とする。

(緊急時等における対処方法)

- 第11条 訪問看護提供中に利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じた時は、必要に応じて臨機応変の手当てを行うとともに、速やかに主治医に連絡し、指示を求める等の必要な措置を講じ、管理者に報告するものとする。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講ずるものとする。
- 2 利用者に対する訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町、当該利用者の家族等（介護保険利用者の場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者）に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。
- 3 利用者に対する訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。
- 4 本事業所は、前項の緊急事態や事故の状況並びに緊急事態及び事故に際して執った処置について記録するものとする。

(苦情処理)

- 第12条 訪問看護の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。
- 2 本事業所は、提供した訪問看護に関し、介護保険法第23条の規定により市町が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町の職員からの質問若しくは照会に応じ、市町が行う調査に協力するとともに、市町から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 本事業所は、提供した訪問看護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報保護)

- 第13条 本事業所は、利用者の個人情報について、個人情報保護に関する法律及び厚生労働省が策定した医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス並びに協会の個人情報保護規程を遵守し、適切な取扱いに努めるものとする。
- 2 本事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、本事業所による訪問看護の提供以外の目的では原則利用しないものとする。また、外部への情報提供については、利用者の個人情報を利用する場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を利用する場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

- 第14条 本事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の発生又は再発防止のため、次の措置を講ずるものとする。
- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催と、その結果の従業者への周知徹底
- (2) 虐待を防止するための従業者に対する研修の定期的な実施
- (3) 虐待防止のための指針の整備

(4) 虐待防止の担当者の設置

(5) その他虐待防止のために必要な措置

- 2 本事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者又は障害者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町に通報するものとする。

（カスタマーハラスメントへの対応）

第15条 本事業所の職員に対して暴言、暴力、嫌がらせ、誹謗中傷、セクシャルハラスメント等のハラスメント行為等が発生した場合、関係者間の協議により解決困難で健全な信頼関係を築くことができないと判断した場合は、関係行政庁及び居宅介護支援事業所に相談の上、サービスの中止や契約を解除する場合がある。

（その他運営についての留意事項）

第16条 本事業所は、社会的使命を十分認識し、職員の資質向上を図るため研究・研修の機会を設け、業務体制を整備する。

- 2 本事業所は、看護師等が業務上知り得た秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講ずるものとする。
- 3 本事業所は、訪問看護に関する記録を整備し、訪問看護完結の日から2年間保管するものとする。
- 4 この規程に定める事項のほか、本事業所の運営に関する重要事項は、協会と本事業所の管理者が協議の上、理事長が別に定めるものとする。

附 則

（施行期日）

この規程は、令和7年2月1日から施行する。